

総務常任委員会 審査順序

- 陳情審査

令和2年陳情第5号 学校給食の無償化を求める陳情

- 陳情提出者からの趣旨説明

令和3年陳情第2号 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情

- 陳情審査

令和3年陳情第2号 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情

[総務協議会]

- 所管事項の報告について

- 1 東日本大震災からの復興に係る報告書について
- 2 八戸市震災復興本部の廃止について
- 3 多賀多目的運動場天然芝球技場スタジアム照明整備事業電気工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 4 八戸市新美術館広場等工事請負契約の締結について

○総務常任委員会付託

番 号	令和2年陳情第5号	受理年月日	令和2年11月30日
件 名	学校給食の無償化を求める陳情		
提 出 者	青森市橋本1丁目2-25 青森県教職員組合内 学校給食無料化をめざす青森市民の会 和田 力		
紹介議員			
要 旨			
<p>陳情の趣旨</p> <p>貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切下げや消費税の増税などが追い打ちをかけています。さらに新型コロナウイルスの影響で、経済的に困難な家庭が増大しています。国による新型コロナウイルス補助金を使い、学校給食費の無償化を実施している自治体も数多くあります。</p> <p>給食費に関わる文科省の調査結果からも、全額または一部補助をする自治体が年を追うごとに増えていることが明らかになりました。青森県内の自治体40市町村の中で、給食費無料化の自治体は8市町村に、補助をしている自治体を含めると21市町村になりました。しかし、財政力による自治体間格差が大きくなっている点も鮮明になっています。</p> <p>子どもの食をめぐる状況は、成長、発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満や痩せの増加など、問題は多様化、深刻化してきています。</p> <p>地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の生きた教材、食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられています。</p> <p>公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。</p> <p>子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。</p> <p>以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。</p> <p>陳情項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の責任で、給食費の無償化を求める意見書を採択し、国会及び政府に送付すること。 			

学校給食の無償化について

1. 学校給食の費用負担の法的位置づけ

学校給食法及び同法施行令等に基づき学校給食にかかる費用負担については、施設・設備に要する経費、人件費等については、学校設置者が負担、それ以外の食材料費については、児童・生徒の保護者が負担と規定されている。

経費区分	負担区分	法的根拠	内訳	備考
施設設備費	学校設置者	学校給食法 第11条第1項	学校給食実施のための 施設設備費	公債費 (施設設備の整備に要する経費負担分)
修繕費、維持管理費等		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条第2号	学校給食設備の修繕費、維持管理費等	給食センター管理費 (管理運営に要する経費負担分)
人件費等		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条第1号	学校給食に従事する職員に要する給与、人件費等	
食材料費	保護者	学校給食法 第11条第2項	主食・副食・牛乳等の食材料費	学校給食費 (食材料の実費負担分)

2. 当市の給食費負担の状況

○八戸市給食実施に係る費用内訳 (H30 決算数値)

項目	金額(千円)	割合(%)
施設設備費、修繕費、維持管理費、人件費等 (食材料費以外の経費)	907,817	48.5
食材料費	962,802	51.5
合計額	1,870,619	100.0

○保護者の負担額(食材料の実費負担額)

1食あたり：小学校 260円 (年額約5万円)

1食あたり：中学校 315円 (年額約6万円)

※年間給食提供日数：約190日

3. 全国における学校給食無償化状況

文部科学省【平成30年7月公表：学校給食無償化状況調査】

○1,740自治体のうち、学校給食費の無償化を実施する自治体

無償化の実施状況	自治体数	割合
① 小学校・中学校とも無償化を実施※	76	4.4%
② 小学校のみ無償化を実施	4	0.2%
③ 中学校のみ無償化を実施	2	0.1%

※①小学校・中学校とも無償化を実施している自治体のうち、93.4%が町村であり、人口1万人未満の自治体が56自治体（73.7%）を占める

○1,740自治体のうち、一部無償化を実施する自治体

一部無償化の実施状況	自治体数	割合
① 第2子以降は無償	7	0.4%
② 第3子以降は無償 (かつ第1子及び第2子是一部補助、第3子以降とひとり親家庭は無償など)	91	5.2%
③ 第4子以降は無償 (第4子以降は無償、かつ、第1子から第3子は段階的に一部補助など)	6	0.3%
④ その他 (特定学年の児童生徒は無償(例：小6及び中3など))	15	0.9%

※延べ数

○一部補助の状況

学校給食費又は食材購入費の一部を自治体が補助：311自治体（17.8%）

- ・全児童生徒について一部補助
- ・第2子又は第3子以降は一部補助
- ・4月分の給食費は無償・・・など

※複数項目に該当する自治体の一部あるため、自治体の合計数は述べ数

4. 青森県内自治体の状況（県スポーツ健康課聞き取り）

○無償化自治体（8市町村）

五所川原市、今別町、七戸町、東北町、おいらせ町、南部町、六ヶ所村、新郷村

○一部補助自治体（6町村）

平内町、外ヶ浜町、野辺地町、横浜町、蓬田村、西目屋村

※その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一時的な給食費の無償化を行っている自治体あり

○総務常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第2号	受理年月日	令和3年2月16日
件 名	国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会 八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>陳情趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校中や学校再開への移行段階で3密を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは、いつもより勉強がよく分かった、手を挙げやすかったなどの声が聞こえ、教職員から、ゆとりをもって子どもたち一人一人と丁寧に関わることができた、保護者から、感染から子どもを守るには20人くらいがいいなどの肯定的な声が上がりました。20人で授業が受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることを実感されました。</p> <p>学校を再開するにあたり、感染拡大防止対策として教室の密を避けるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要です。そのためには教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では子どもたちの命と健康を守ることができません。教室に社会的距離を確保するには20人学級程度で授業できるようにすることが必要です。</p> <p>さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場では、子どもも教職員もくたくたになっている、消毒作業など過重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など悲痛な声が上がっています。</p> <p>政府は40年ぶりに公立小学校の学級編制標準を引下げ、今年4月から5年をかけて順次35人学級を実現するとしています。全く不十分なものです。</p> <p>コロナ禍の中で20人学級を展望した少人数学級の前進は圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村議会会長も、少人数学級を求める要請を行っています。萩生田文科大臣も、昨年11月13日の閣議後の記者会見で、令和時代の新しい学校の姿として30人を目指すべきだとはっきり述べ、義務教育標準法を改正して学級編制を引き下げるべきとする考えを明らかにし、国会でも、不退転の決意で臨むと決意を語りました。それに応じて自</p>			

治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って少人数学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

記

1. 子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため 20 人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。
2. 20 人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、標準法を改正し教職員定数改善計画を立てること。

少人数学級の導入について

1 少人数学級導入の目的

誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協同的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備する。

2 国の動向

○小学校2～6年生を5年間で35人学級に編制

- ・令和3年2月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正案が閣議決定された。
- ・公立の小学校において、令和3年度から学級編制の標準を現行の40人から段階的に35人に引き下げる予定である。

	平成23年度～ 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1学級の 標準35人	1年生対象	2年生まで 対象	3年生まで 対象	4年生まで 対象	5年生まで 対象	6年生まで 対象

3 県の動向

○あおもりっ子育てプラン21の拡充

- ・県教育委員会は、公立小中学校で学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とする「あおもりっ子育てプラン21」を令和3年度から拡充する。

	平成14年度	平成15年度～ 平成22年度	平成23年度～ 平成26年度	平成27年度～ 令和2年度	令和3年度	令和4年度
学年2学級以上 の場合 1学級33人以下	小1	小1～2年 中1	小1～3年 中1	小1～4年 中1	小1～小5 まで拡充 中1	小1～小6 まで拡充 中1

4 当市の状況

(1) 令和2年度 学級数及び教諭数

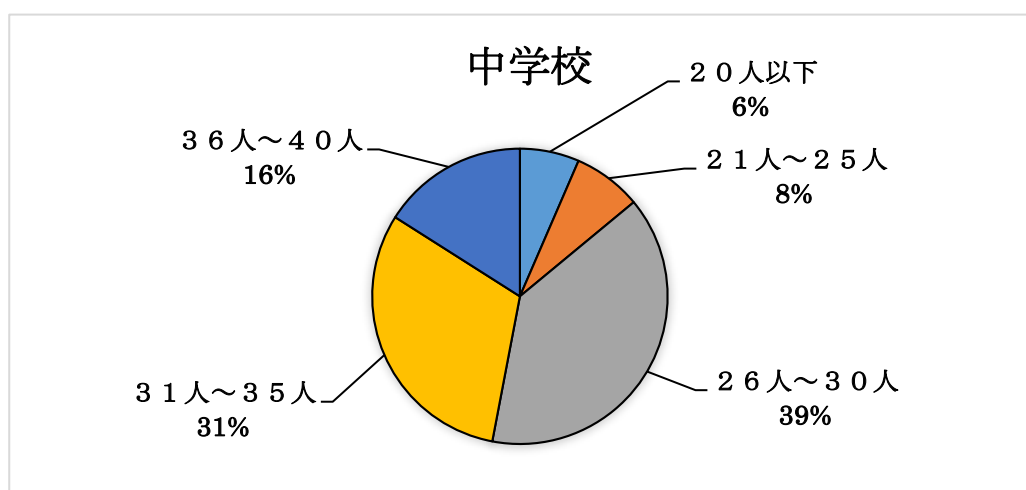
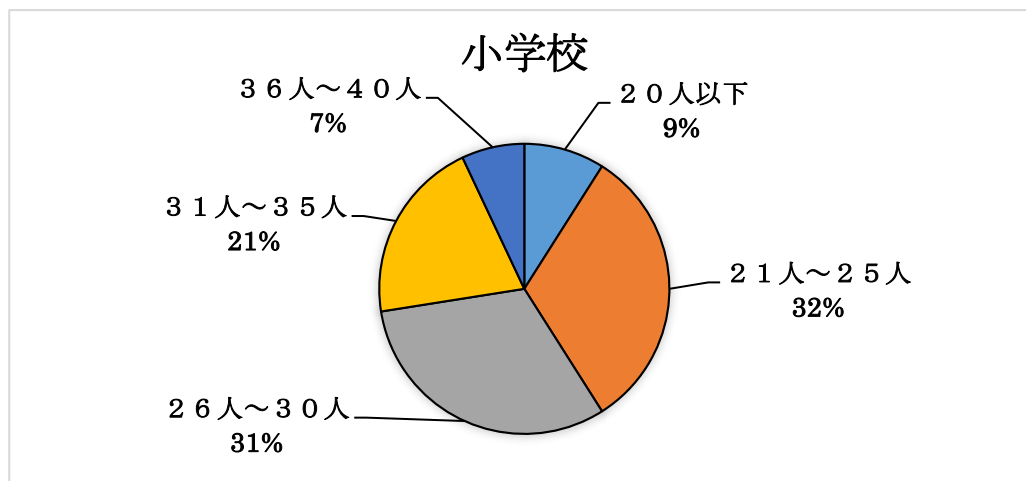
①小学校…… 学級数：472学級 教諭数：601人

②中学校…… 学級数：221学級 教諭数：398人

*学級編制についての基準は以下のとおり

- ・小学校1年生35人学級、小学校2年～6年、中学校1～3年生は40人学級
- ・令和2年度のあおもりっ子育てプランによる学級編制

(2) 令和2年度 八戸市立学校における学級規模別学級数の割合（小学校複式校除く）



5 各都道府県及び指定都市における少人数学級の取組（令和元年度）

少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

* 文部科学省（出典）

編制人員	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校1学年	17	4			21
2学年	15	4			19
3学年	4	4	40	2	49
4学年	4	4	38	3	48
5学年	4	2	29	5	39
6学年	4	2	29	5	39
小学校純計	19	5	42	5	55
中学校1学年	6	3	48	3	60
2学年	2	3	30	2	37
3学年	3	3	29	2	37
中学校純計	7	5	49	4	60
小・中学校純計	20	7	54	7	63

取組状況

- ・多くの都道府県において、少人数学級の取組が行われている。
- ・その中でも、小学校低学年での実施が多く、中学校については第1学年において取組が進んでいる。

留意事項

- ・小学校1学年の学級編制の標準は35人、小学校2学年は36人以上学級の解消のための加配定数の活用等により実質的に35人以下の学級を実現することとしているため集計から除外。

東日本大震災からの復興に係る報告書について

1 趣旨

市では、東日本大震災からの迅速な復旧と災害に強いまちづくりに向けた計画的な復興を目指し、平成23年9月に八戸市復興計画を策定し、官民一体となって震災からの早期復旧と創造的復興に向けた取組を進めてきた。

震災から10年が経過し、今年度は復興計画期間の最終年度に当たることから、震災の教訓と復興の経験を継承して将来の災害に備えるとともに、今後のまちづくりに生かすため、これまでの復興の状況と取組について検証を行い、報告書として取りまとめたもの。

2 名称

「東日本大震災からの復興～10年間の成果と今後の取組～」

3 章構成

I はじめに

報告書作成の目的・経緯等

II 東日本大震災の概要

地震に関する状況、避難所及び避難者数、被害状況

III 八戸市復興計画

策定の趣旨、計画期間、計画の概要、計画の進行管理

IV 復興状況及び復興事業の進捗状況

復興事業数・歳出決算額の推移、復興事業の実績、交付金等の活用状況

V 検証のまとめ

復興事業の成果・課題、今後の方向性

VI 参考資料

八戸市復興計画推進市民委員会意見書、復興の歩み（年表）

4 今後の予定

令和3年3月17日

市ホームページに掲載

※順次、出先機関等で供覧（～3月下旬）

八戸市震災復興本部の廃止について

1 概要

八戸市震災復興本部は、平成23年5月に八戸市長を本部長として設置し、八戸市復興計画の決定など、東日本大震災からの迅速かつ計画的な復興を推進してきた。

震災から10年が経過し、来年度以降、被災自治体への国の支援が岩手県、宮城県、福島県の3県に重点化されることや、当市の復興計画が今年度末で計画期間の終了を迎えることを踏まえ、当本部を廃止するもの。

2 廃止年月日

令和3年3月31日

3 廃止手続

八戸市震災復興本部設置要綱の廃止による。

(参考) 八戸市震災復興本部会議の開催状況等

平成23年5月11日	八戸市復興計画策定方針（案）について
6月10日	八戸市復興計画の施策体系の一部変更（案）等について
27日	八戸市復興計画（1次案）等について
8月25日	八戸市復興計画（原案）について
9月26日	八戸市復興計画（案）について
平成24年2月6日	青森県復興推進計画「あおもり生業づくり復興特区」の申請について 八戸市復興交付金事業計画の申請について 復興庁青森事務所の設置について
平成24年5月～	復興交付金の配分結果に係る本部員通知（計10回）
令和3年3月8日	令和2年度八戸市復興計画推進市民委員会意見書について 東日本大震災からの復興に係る報告書について 八戸市震災復興本部の廃止について

多賀多目的運動場天然芝球技場スタジアム照明整備事業電気工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

- 1 工事名
多賀多目的運動場天然芝球技場スタジアム照明整備事業電気工事
- 2 契約者
東光高岳・京谷電気・キャデック特定建設工事共同企業体
- 3 専決処分の理由
工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分したもの。
- 4 変更理由
受注者の提案により多様な演出が可能な照明設備となったことによる電力使用量を計測するための子メーターの設置に伴う増工
- 5 契約額

変更前	654,500 千円
変更後	655,424 千円
増減	924 千円 (0.1%) の増額
- 6 処分年月日
令和3年3月2日

八戸市新美術館広場等工事請負契約の締結について

1. 工事名 八戸市新美術館広場等工事
2. 工事概要 八戸市新美術館広場等工事一式
 - ・面積：約 3,000 m²
 - ・広場整備工事
インターロッキング舗装工事、雨水排水工事、
囲障工事、植栽工事ほか
 - ・電気設備工事
電灯設備工事、動力設備工事、電熱設備工事、
構内情報通信網設備工事、防犯カメラ設備工事
 - ・機械設備工事
屋外給水設備工事
3. 工事場所 八戸市大字番町 10 番地 4 ほか
4. 契約額 202,400,000 円
5. 工事期間 契約締結の翌日から 180 日間
6. 契約者 八戸市売市三丁目 2 番 16 号
穂積建設工業株式会社
代表取締役 石 亀 順 大

イメージパース

